

## 伴走型食品開発・販路開拓支援事業実施要領

消費者・取引先等の市場ニーズを強く意識した付加価値の高い食品の開発・改良による域内外への販路開拓を支援するため、旭川市内の食品関連事業者等を対象に、旭川市地域活性化起業人及び一般財団法人旭川産業創造プラザ等の支援機関と一体となった伴走支援を行う。

1. 事業期間 決定日から令和9年2月下旬頃まで
2. 支援企業 10社程度
3. 応募の条件
  - (1) 旭川市内に本社または主たる事業所を有する食品関連事業を行う中小企業者（個人事業主含む）。
  - (2) 旭川市が任命する地域活性化起業人（食品関係者、人選中）、一般財団法人旭川産業創造プラザ等の支援機関と協力し事業実施が可能であること。
  - (3) 本支援を通じ、食品の開発・改良を実現する意欲・能力を有していること。
  - (4) 本支援で設定した商談会に参加できること（やむを得ない事情で参加できない場合を除く）。
  - (5) 最大5回程度（各1～2時間程度）の打合せに参加できること。
  - (6) 旭川市のイメージアップ・活性化に貢献する意欲を有していること。
  - (7) 暴力団関係者ではないこと。
  - (8) 市税を滞納していないこと
4. 支援事業者の選定について  
事業者及び商品の将来性、販路開拓への意欲、首都圏・海外市場への適応可能性、支援受入体制の有無、旭川市のブランドイメージ向上への寄与を基準とし、旭川市との協議の上、決定する。
5. 伴走支援内容について  
選定事業者と協議の上、以下の支援を想定している。
  - (1) 商品設計アドバイス
  - (2) 品質管理等アドバイス
  - (3) ストーリーテリング構築支援
  - (4) 商談機会提供
  - (5) その他、提供可能な支援
6. 費用負担  
無料。ただし、開発等のための原材料及び人件費、サンプル提供等の実費負担は発生する見込み。
7. 申込方法  
下記のフォームにより申込み。  
<https://forms.gle/CVrK2HMcNtTVugTU7>
8. 応募〆切  
令和8年5月29日（金）
9. 問合せ・申込先  
一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター  
（地域商社育成事業業務）  
事務局長 白木 義宏  
電話 0166-61-2283  
メール [y.shiraki@asahikawa-jibasan.com](mailto:y.shiraki@asahikawa-jibasan.com)